伊勢市社会福祉協議会協賛金助成規程

（目的）

第１条　この規程は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内の児童、高齢者、障がい者の健全育成又は、事業の発展のため活動費の一部を助成することを目的に定める。

（助成の対象）

第２条　助成の対象は、次の各号に掲げる団体等に助成するものであって、助成限度額は別表に定めるものとする。

（１）老人クラブ連合会

（２）障がい者団体

（３）スポーツ少年団等の児童に関する団体

（４）その他、社協会長が認める団体

（助成の対象事業）

第３条　助成の対象事業は、行事の趣旨、内容が広く一般に市民を対象とし、次の各号のいずれかに該当すると認められるものとする。

（１）教育、文化、芸術、国際交流、スポーツ等の普及、振興に寄与するもの

（２）民生、福祉の増進に寄与するもの

（３）その他、公益の増進に寄与すると認められるもの

　※助成を受ける場合は、開催冊子等へ伊勢市社会福祉協議会の法人名および事業紹介等を掲載できるスペース（Ａ４用紙１／５程度）を確保することを条件とする。

　※３年以上継続して、開催する見込みがあること。

（助成の対象外事業）

第４条　前項の基準を満たしても、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛金の支出を許可しないものとする。

（１）既存の協賛金を受け取る内容と重複するもの

（２）営利を主たる目的とするもの

（３）政治的・宗教的活動に関わるもの

（４）公序良俗に反するもの

（５）伊勢市社会福祉協議会の行政運営及び施策の方針に反するもの

（６）実施場所が市外のもの（特別な事情があるものを除く。）

（７）伊勢市の住民が半数以上、参加しないもの

（８）その他、社会通念上、社協の協賛金助成が適当でないと認められるもの

（助成の対象経費）

第５条　助成金の交付の対象となる経費は、団体が対象事業を実施するために直接要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

（１）景品、消耗品費及び材料費

（２）使用料及び賃借料

（３）その他、社協会長が必要と認める経費

（助成の申請）

第６条　助成を受けようとする団体は、伊勢市社会福祉協議会協賛金助成申請書（様式第１号）を社協会長へ提出する。

（助成の決定）

第７条　社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、伊勢市社会福祉協議会協賛金助成決定通知書（様式第２号－１）または伊勢市社会福祉協議会協賛金助成不交付決定通知書（様式第２号－２）を団体へ通知する。

（事業の報告）

第８条　助成を受けた団体は、当該名義を使用した印刷物を開催日の１週間前までに社協会長に提出する。また事業終了後１ケ月以内に、伊勢市社会福祉協議会協賛金助成事業実施報告書（様式第３号）、領収証（コピー不可）を社協会長へ提出する。

（助成の返還）

第９条　助成金を受けた団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

（２）助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

（３）助成金を目的外に使用したとき

（補則）

第１０条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２１年４月１日より施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 金額 |
| 開催初年度 | ７０，０００円以内 |
| 次年度以降 | ３０，０００円以内 |